

福島県風力発電適地選定事業補助金の募集について

平成 27 年 5 月 18 日
福島県企画調整部エネルギー課

1 事業の趣旨

風力発電については、事業実施に先立って必要となる事業可能性調査自体が十分に行われていない状況にあります。そこで、風力発電を行う計画のある県内市町村、法人及びその他の団体に対し、事業可能性の調査費用や電力会社との系統連系協議にかかる費用等の一部を助成することで、地域における再生可能エネルギー事業の導入促進を図るものです。

2 補助対象事業

風力発電（おおよそ設備容量 10,000kW 以上のものに限る。）の事業化に先立って行われる複数地点の事業可能性調査。

※事業可能性調査とは、次に掲げるものをいいます。

- ・現状調査（所有権等の権利関係の調査や具体的な法規制の状況等）
- ・現地調査（風況測定等）
- ・経済性等の調査（発電計画、発電出力、売電収益、建設工事費・メンテナンス費用等の検討）
- ・系統連系の協議（系統連系の可否についての電力会社との技術的な検討、申請）

3 補助対象者等

次の要件をすべて満たす県内市町村、法人及びその他の団体。

- 一 再生可能エネルギーの発電による具体的な事業計画を有していること。
- 二 事業可能性調査地は、次に掲げるいずれかの地点の近傍（半径 20km 以内）の陸上地点とする。
 - ア 東京電力株式会社 新福島変電所
 - イ 東北電力株式会社 東福島変電所
 - ウ 東北電力株式会社 南相馬変電所
- 三 今後、県が定める風力発電適地選定委員会に県が出席を求めた場合、当該委員会に当該事業の説明を行う意思があること。
- 四 事業可能性調査の調査結果を県に提供し、県が第三者に提供することを認めること。

4 補助対象となる経費

次に掲げる経費とします。ただし、環境影響評価のための調査は補助対象外となります。

- 一 事業可能性調査に必要な機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
- 二 調査・分析・報告等に係る委託費
- 三 電力会社に対する系統連系協議の申請費用
- 四 その他協議により認められた経費

5 補助率、上限額、申請額等

1 地点に設置する風況観測機器等 1 基あたり 1/2 以内とし、事業可能性調査に必要な補助金申請額(上限額 750 万円) とします。

想定発電所が広範囲に渡り、複数地点での調査を予定している場合には複数地点での申請を

可能とします。ただし、予算の範囲内（2,250万円）とします。

6 応募方法

【応募期限】

平成27年5月18日(金)～平成27年6月19日(金)

【提出書類】各1部

- ①風力発電適地選定事業補助金交付申請書〔様式第1号〕(要綱)
- ②事業計画書〔様式第1号の別紙1〕(要綱)
- ③収支予算書〔様式第1号の別紙2〕(要綱)
※事業可能性調査を実施するにあたり必要な補助金希望額を記載すること。
- ④補助対象経費の根拠を確認できる書類（見積書の写し等）
- ⑤適地選定委員会への参加同意書〔実施要領様式第1号〕
- ⑥暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔実施要領様式第2号〕
- ⑦風力発電事業の事業規模とその概要〔任意様式〕
- ⑧風力発電事業実現時の地元貢献策の提案〔任意様式〕

【提出先】

福島県企画調整部エネルギー課に郵送または持参すること

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-8417 FAX 024-521-7912

※本事業の要綱・実施要領・様式は、エネルギー課ホームページからダウンロードできます。

7 交付決定

交付申請書の書類審査後、平成27年7月10日(金)を目途に交付決定します。

交付決定後に、補助対象事業に着手してください。

8 実績報告

調査完了日から起算して30日以内、又は、平成28年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

【提出書類】各1部

- ①風力発電適地選定事業補助金に係る事業完了報告書〔様式第5号〕(要綱)
- ②風力発電適地選定事業補助金実績報告書〔様式第6号〕(要綱)
- ③事業実績書〔様式第6号の別紙1〕(要綱)
- ④収支決算書〔様式第6号の別紙2〕(要綱)
- ⑤調査結果の内容を確認できる書類（成果品等）
- ⑥調査結果の電子データ（風況調査データを含む）
- ⑦経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類（領収書又は支払を証する書類の写し等）

9 補助金の交付

提出された実績報告書の書類審査により補助金額を確定し、交付額決定通知書を送付します。交付額確定後、補助金を交付します。